第七条の六第一項中「平成三十年度まで」を「平成三十一年度まで」に改め、同項第一号中「告示する」を「告示等をする」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量及び」を削り、「同項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。次項」を「以下この条」に、「もの（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるもの」を「もの（譲許適用物品」に改め、同項第二号中「告示する」を「告示等をする」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第二項中「平成三十年度まで」を「平成三十一年度まで」に改め、同項ただし書中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量並びに」を削り、「告示する」を「告示等をする」に改め、同条第三項中「第一項第一号又は第二号に定める期間と前項」を「当該各号に定める期間と同項」に改め、同条第五項中「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量並びに」を削り、「同項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。第一号」を「以下この項」に、「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。同号」を「譲許適用物品を除く。第一号」に改め、「第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等に係る輸入数量並びに」を削り、同条第七項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「）を」を「）について」に、「官報で告示する」を「告示等をする」に改める。

第七条の八第一項中「告示する」を「告示等をする」に改め、同条第四項中「、政令で定める日）から」を「政令で定める日とし、経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては同日とする。）からその年度の」に、「輸入数量を」を「輸入数量について」に、「発動期間を」を「発動期間について」に、「官報で告示する」を「告示等をする」に改め、同条第五項中「については、同項中「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、」を「に関し」に改める。

第十三条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

別表第一第〇四・〇四項中「調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加える。

別表第一第二〇・〇五項中「含有量が」の下に「乾燥状態において」を加える。

別表第一第二〇・〇八項中

共通の限度数量以内のもの		
その他のもの（混合したもの（第二〇〇のを除く。）を含む。）	二〇〇八・九九	無税
その他のもの		
二　その他のもの		
(一)　砂糖を加えたもの		
B　その他のもの		
(c)　第一二一二・二一号の物品のもの		無税
ロ　その他のもの		

を

共通の限度数量以内のもの		
その他のもの（混合したもの（第二〇〇のを除く。）を含む。）	二〇〇八・九九	無税
その他のもの		
二　その他のもの		
(一)　砂糖を加えたもの		
B　その他のもの		
(c)　第一二一二・二一号の物品のもの		一％
ロ　その他のもの		

に改める。

別表第一第二一〇六・九〇号中

(I)　乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		
小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）	二八・八％	無税
その他のもの		

を

(I)　乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		
小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）	二七・一％	無税
その他のもの	二八・八％	無税

に改める。

別表第一第二九・〇九項の次に次の一項を加える。

エチレンの重合体（一次製品に限る。）		
比重が〇・九四未満のポリエチレン		
一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもののうち	三九・〇一	無税
バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下この項において「バイオポリエチレン」という。）	三九〇一・一〇	無税
二　その他のもののうち		
バイオポリエチレン	三九〇一・二〇	無税
比重が〇・九四以上のポリエチレンのうち		
バイオポリエチレン	三九〇一・四〇	無税
比重が〇・九四未満のエチレン―アルファ―オレフィン共重合体のうち		
バイオポリエチレン	三九〇一・九〇	無税
その他のもののうち		
バイオポリエチレン		無税

別表第一の三中「平成三一年三月三一日」を「平成三二年三月三一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「二九・八％及び一キログラムにつき九二円（環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日（以下この表において「発効日」という。）以後に輸入されるものにあつては、三六％及び一キログラムにつき一三〇円）」を「三六％及び一キログラムにつき一三〇円」に、「一キログラムにつき九二円（発効日以後に輸入されるものにあつては、二六％及び一キログラムにつき一三〇円）」を「二六％及び一キログラムにつき一三〇円」に改め、「二一・三％及び」を削り、同表第〇四〇二・二一号中「二五・五％及び一キログラムにつき一二三円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三一％及び一キログラムにつき二一〇円）」及び「二五・五％及び一キログラムにつき一八九円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三一％及び一キログラムにつき二一〇円）」を「三一％及び一キログラムにつき二一〇円」に、「一キログラムにつき一三〇円）」を「二六％及び一キログラムにつき九九円（発効日以後に輸入されるものにあつては、二六％及び一キログラムに